

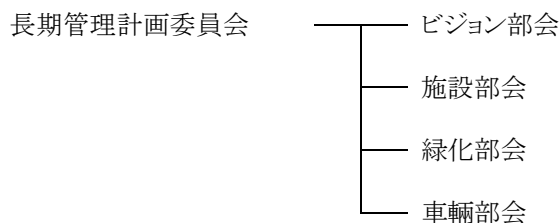
長期管理計画委員会運営規準

設定 平成 15 年 5 月 18 日
最終改定 令和 4 年 1 月 8 日

この規準は「長期管理計画委員会細則」を補完し、具体的な運用方法を定めたものである。

(1) 長計委員会の組織

長期管理計画委員会の組織は以下のとおりとする。



(2) 長期管理計画委員会の構成と役割

■ 委員会の構成は以下のとおりとする。

- ・委員長 1 名（年度の第 1 回委員会で委員の互選により選出）
- ・委員 直近 2 年の理事長と副理事長又は総務理事
専門知識をもつ組合員で、理事長が指名した者
各部会の部会長
- ・事務局 理事会の副理事長と総務理事（リーダー）

■ 委員会は下記事項を検討し、理事会に報告する。

- ① 管理組合の長期マネジメント計画の策定及び更新
- ② 管理組合費、修繕積立金などの長期的な資金計画
- ③ 管理組合同規約
- ④ 自治会との連携及び業務分担に関する事項
- ⑤ 委員会の下に設置されている部会の取りまとめ
- ⑥ 理事長より要求された検討事項

(3) ビジョン部会の構成と役割

■ 部会の構成は以下のとおりとする。

- ・部会長 1 名（年度の第 1 回部会で委員の互選により選出）
- ・委員 直近 2 年の理事長と副理事長又は総務理事
組合員で理事長が指名した者
- ・事務局 理事会の総務担当理事

■ 部会は下記事項を検討し、長期管理計画委員会に報告する。

- ① GT4 の長期ビジョンの策定及び更新
- ② 長期管理計画委員会より要求された検討事項

(4) 施設部会の構成と役割

- 部会の構成は以下のとおりとする。
 - ・部会長 1名（年度の第1回部会で委員の互選により選出）
 - ・委員 直近2年の営繕担当理事
専門知識をもつ組合員で、理事長が指名した者
 - ・事務局 理事会の営繕担当理事
- 部会は下記事項を検討し、長期管理計画委員会に報告する。
 - ① 建物及び外構に対する長期修繕計画の策定及び更新
 - ② 専有部分の補修・改修・模様替えなどの運営方法の検討
 - ③ 修繕積立金の資金計画の検討
 - ④ 施設の計画的なメンテナンス計画の検討
 - ⑤ コンサルタントとの定期的な情報交換
 - ⑥ 営繕担当理事に対する助言
 - ⑦ 長期管理計画委員会より要求された検討事項

(5) 緑化部会の構成と役割

- 部会の構成は以下のとおりとする。
 - ・部会長 1名（年度の第1回部会で委員の互選により選出）
 - ・委員 直近2年の植栽担当理事
専門知識をもつ組合員で、理事長が指名した者
 - ・事務局 理事会の植栽担当理事
- 部会は下記事項を検討し、長期管理計画委員会に報告する。
 - ① 長期緑化計画の策定及び更新
 - ② 剪定、伐採、植栽計画の検討
 - ③ 植栽管理契約業者の評価と選定
 - ④ コンサルタントとの定期的な情報交換
 - ⑤ 植栽担当理事に対する助言
 - ⑥ 長期管理計画委員会より要求された検討事項

(6) 車輛部会の構成と役割

- 部会の構成は以下のとおりとする。
 - ・部会長 1名（年度の第1回部会で委員の互選により選出）
 - ・委員 直近2年の駐車場担当理事
専門知識をもつ組合員で、理事長が指名した者
 - ・事務局 理事会の駐車場担当理事
- 部会は下記事項を検討し、長期管理計画委員会に報告する。
 - ① 長期的な駐車場管理運営に関する検討
 - ② 駐車場利用料金及び修繕積立金に関する資金計画の検討
 - ③ 機械式駐車場の存続に関する検討
 - ④ バイク置場及び自転車置き場の管理・運営に関する検討
 - ⑤ 団地内での車輛の通行、駐停車ルールの検討
 - ⑥ 駐車場担当理事に対する助言
 - ⑦ 長期管理計画委員会より要求された検討事項